

事例番号:370215

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日

10:00 妊産婦希望の分娩誘発のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

10:10 オキシシン注射液投与開始

21:10 経膣分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 5 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.32、BE -2.8mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 10 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 5 日 退院

生後 9 ヶ月 発達遅滞、低緊張あり

1 歳 1 ヶ月 精神運動発達遅滞あり

1 歳 2 ヶ月 脳波検査でてんかん発作群発あり

(7) 頭部画像所見:

1 歳 1 ヶ月 頭部 MRI で大脳基底核・視床の明らかな信号異常なし、前頭部白質に髄鞘化遅延の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因を解明することが極めて困難な事例であり、原因は不明であると考ええる。ただし、先天異常の可能性も否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 38 週 5 日に妊産婦の希望のため陣痛誘発目的で入院したことは一般的である。

(2) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、陣痛誘発に関する妊産婦への説明・同意を口頭でのみ行ったことは、基準を満たしていない。

(3) オキシシン注射液の開始時投与量 (5%ブドウ糖注射液 500mL にオキシシン注射液 5 単位を溶解したものを 15mL/時間で開始)は基準を満たしていない。

(4) オキシシン注射液の増量法は一般的である。

(5) 9 時 40 分に分娩監視装置を外した後、10 時 10 分にオキシシン注射液を投与開始し、10 時 25 分に分娩監視装置を装着したことは基準を満たしていない。

(6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の管理は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(オキシシン注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則した使用法が勧められる。
- (2) 胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」では、基線細変動の評価や早発・遅発・変動一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されている

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。